

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年6月25日

**【会社名】** 株式会社帝国ホテル

**【英訳名】** IMPERIAL HOTEL,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 小林 哲也

**【最高財務責任者の役職氏名】**

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長小林哲也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用することにより、財務報告における記載内容の適正性を担保し、かつ、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日であります平成22年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲といたしました。

当該評価範囲を決定した手順、方法等につきましては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）は重要性が僅少であると判断した事業拠点を除くすべての事業拠点を評価範囲とし、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲につきましては、まず、各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額の高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3 に達する拠点を重要な事業拠点として選定し、次に、当該重要な事業拠点における事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「売掛金」「貯蔵品」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告に及ぼす影響が大きくなる可能性があるものとして個別に評価対象に追加いたしました。

当該評価範囲における評価手続は、まず、全社的な内部統制について評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で関係者への質問、記録の検証等の手続により整備及び運用状況を評価いたしました。また、業務プロセスに係る内部統制につきましては、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ評価対象とした業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続により整備及び運用状況を評価いたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日であります平成22年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。